第1月1日(根) 要付1月4日(金)

危険なプロック場などの 撤去。改修を補助します

工事の契約・ 着手前に 必ず申請を

通学途中の児童・生徒を守るため、通学路に面する危険なブロック塀などの撤去・改修に対する補助制度を創設します。

- ・コンクリートブロック、石造、れんが造などの塀や門柱
- ・通学路(学校長が定める児童・生徒が小学校または中学校へ通う道)に面しているもの
- ・高さが60cmを超え、亀裂、傾きなどにより倒壊の恐れがあるもの

対象工事	補助内容	上限額
全部撤去工事 (基礎を含む撤去)	見付面積*11㎡あたり12,000円 または 工事費の2/3のいずれか少ない額	- 30万円
部分撤去工事 (高さ60cm以下になるよう部分的に撤去)	見付面積*11㎡あたり10,000円 または 工事費の2/3のいずれか少ない額	
改修工事 ^{※2} (基礎を新設する工事)	設置長さ1mあたり13,000円 または 工事費の2/3のいずれか少ない額	- 20万円
改修工事*2 (上記以外の改修工事)	設置長さ1mあたり5,000円 ^{または} 工事費の2/3のいずれか少ない額	

- ※1 道路の側から見たブロック塀などの面積
- ※2 補助を受けて撤去工事をした範囲のみ



- ・原則、工事の契約・着手前に申請する必要がありますが、 (C 既に工事を行っていても補助対象になる場合があります。
- ・住民税非課税世帯は上記とは異なる補助内容となります。
- ・今年度分の申請受付は2月28日休までです。3月29日金までに完了報告を提出できるかたに限ります。(予算上限額に達した場合、締め切りが早まることがあります)
- ・上記以外にも条件があります。

詳細は、定められた通学路に面しているかを確認の上、 建築安全課へお問い合わせください。

上記以外の 補助制度 【生け垣設置等奨励補助金】既存塀を撤去し、一定基準以上の生け垣や植込地を設置する場合

※着工前の申請など、条件がありますので、必ず事前にお問い合わせください。

問い合わせ…みどり課 ぐ048-242-6335 麻048-285-2003

問い合わせ…建築安全課(補助内容などの相談) **ぐ**048-242-6367 風048-285-2003 指導課(通学路の確認) **ぐ**048-259-7662 風048-253-6260